

※現時点の公募概要案です。申請にあたっては後日公開する企画提案要領をご確認ください。
※本事業は、令和8年度予算に基づき募集を行うものです。今後の予算編成の状況によっては、内容の変更や規模の縮小、スケジュールの遅れ等が生じる場合があります。

令和8年度日本博による新連携・新領域文化コンテンツ創出委託事業の公募概要

令和8年3月17日

1. 本事業の目的

日本博は、「日本の美と心」を基本コンセプトに縄文時代から現代まで続く我が国の文化芸術を国内外に発信する官民連携プロジェクトです。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、大阪・関西万博といった大規模国際イベントを契機に日本全国で展開してきました。



日本博ロゴマーク

その中で、大規模国際イベントに向けた新しい演出や表現方法への挑戦、市町村・都道府県の枠を越えた広域的な連携による新たな取組なども多く生まれました。

こうしたレガシーを踏まえ、令和8年度からは、文化芸術団体や文化関連企業等の創意工夫により、インバウンド（訪日外国人旅行者）が日本文化の本質を深く理解し楽しむことのできる新連携・新領域文化コンテンツを創出し、全国各地へのインバウンド誘客の取組を一層推進していきます。

日本博プロジェクトの実施を通じて、「日本の美と心」を引き続き世界に対して発信し、文化芸術の振興を図っていきます。

2. 企画提案の概要

(1) 対象となる事業期間

令和8年7月1日（予定）以降の委託契約締結日から令和9年3月31日までの任意の期間

※委託事業期間中の事業計画（最小3年、最大5年）を作成し、計画的に事業を進めていただきます。ただし、2年目以降の継続を確約するものではありません。年度ごとに、当該年度の進捗評価と次年度の事業計画の審査を実施し、次年度以降の委託について決定します。

(2) 対象となる事業者

地方公共団体等の公的機関、非営利団体、文化施設、民間事業者等の法人格を有する団体

(3) 対象となる事業内容・要件

インバウンドが日本文化の本質を深く理解し楽しむことのできる、インバウンド向けの文化コンテンツを創出し、国際発信を通じて全国各地を訪れるインバウンドの増及び消費拡大を促す事業で、全国のモデルケースとして普及・展開が期待できるもの。（※1）

事業実施において求められること。

- ① インバウンドが日本文化の本質を深く理解し楽しむことのできる新たな文化コンテンツを創出し、販売すること（※2）
- ② インバウンドが参加しやすい配慮を行うこと。公演・展示・ワークショップなどのイベントは年間を通じて実施する、もしくは年間を通じた実施日数・回数が少ない場合でも、日程等の詳細を早期に情報発信すること。（継続実施の見込みがない単発イベントは対象としない。）
- ③ 文化コンテンツへの理解向上を図るための多言語対応を行うこと（単なる翻訳ではなく、外国人にとって、理解しやすい解説等を加えるなど）

- ④ 創出する文化コンテンツの魅力により、インバウンドの来訪増、地方誘客の促進、若しくはオーバーツーリズム解消に資する（実施する時間帯・時期・場所の分散化・平準化を行うなど）こと
- ⑤ 戦略的な海外マーケティングを行うこと。文化コンテンツの販売に当たっては、以下の少なくとも一つを行うこと（両方を行うことが望ましい。）
- 個人に直接販売するにあたり、インターネット上でのチケット販売¹、多言語対応券売機やキャッシュレス決済の導入、多言語対応の窓口スタッフの配置などのインバウンドの利便性の高い販売手段を整備できること。また、文化コンテンツの魅力をインバウンド目線で発信する広報活動に加え、インバウンド向け口コミサイトへの投稿促進²、及び地図情報サービスへの情報提供（MEO³対策）等の対応をとること。
 - BtoB 営業（Business to Business:企業間取引）を行い、商談会等への出展などを通じて、海外の旅行会社・企業との取引関係の構築、文化コンテンツの販売など、販路の直接的な形成につながる取組を行うこと（※3）
 （BtoB 営業の例）
 - ・ 団体旅行（教育旅行、企業等の報奨・研修旅行等）の誘致
 - ・ ユニークベニュー⁴への学会・展示会等の国際会議や企業会議、イベント誘致⁵
 - ・ 高付加価値旅行者層向けのエクスクルーシブ体験の誘致

※1 文化コンテンツは、インバウンドが日本文化の本質を深く理解し楽しむことのできるものであって、全国各地を訪れるインバウンドの増加及び消費拡大を期待できるもの。また、市町村・都道府県の枠を越えた広域的な連携によって生み出されるもの、新しい手法・演出や最先端技術の導入などに挑戦するもの、他分野・他領域との連携・融合によって生み出されるもの、早朝・ナイトタイムが活用されるものなど、新たな価値が付加されていることが期待される。

※2 本事業の目的の一つは、インバウンドの消費拡大であるため、無料の文化コンテンツは原則として対象外。ただし、入場自体は無料でも有料の特別観覧席を設けたり、インバウンドの体験・鑑賞の質を高める有料のガイドツアーを催行したりするなど、有料オプションを設定する場合はこの限りではない。

※3 事業者単独で旅行商談会等に出展できない場合は、日本博事務局が採択事業をとりまとめて海外旅行会社等へ行う営業活動（商談会への出展を含む）ができるよう、タリフ・企画書・素材等の提供に協力すること。

¹ 主要言語による情報提供・カスタマーサポート・世界各国で使用される主要な決済手段を備えたプラットフォーム又はOTA（Online Travel Agent）との契約、もしくは同様の環境を備えた自社サイトの構築を想定

² ユーザー生成コンテンツ（User Generated Contents）を増やすこと

³ マップ検索エンジン最適化（Map Engine Optimization）。地図検索エンジン上のビジネスプロフィールの登録内容を正しく管理し、常に最新情報を登録することで、検索上位に表示されるようにし、ユーザー（インバウンド）がコンテンツを見つけやすくすること。

⁴ 歴史的建造物・神社仏閣・城跡・美術館・博物館などの独特な雰囲気をもつ会場で、特別感や地域特性を演出することを目的に、本来の用途とは異なるニーズに応え、会議・レセプション・イベント等に貸し出される施設・会場の総称

⁵ MICE（Meeting, Incentive Travel, Convention, Exhibition）

なお、上記の事業内容に沿った具体的な取組の例は以下の通り。これらはあくまで事例であり、申請内容はこれに限るものではなく、申請者の創意工夫が期待される。

○国際的な大型イベントとの連携

- ・日本で開催される国際的な大型イベントと連携して、大型イベントのために訪日したインバウンドを地方に誘客する取組
 - 第20回アジア競技大会（令和8年9月19日～10月4日）・第5回アジアパラ競技大会（令和8年10月18日～10月24日）、ワールドマスターゲームズ2027関西（令和9年5月14日～5月30日）の開催期間中に、インバウンドが日本の伝統的武道などを鑑賞・体験し、その精神について理解を深め、楽しむことができる取組
 - 2027年国際園芸博覧会（令和9年3月19日～9月26日）の開催に向けて、日本庭園、盆栽園、花の名所等を周遊し、鑑賞法や日本の伝統的な造園技術・園芸文化、背景にある哲学などについて理解を深める取組

○文化芸術の本質的価値の創造・深化

- ・伝統文化と最新技術を活用した没入体験など、異なる領域・分野の融合による新たな価値を創出する独自性の高い取組
- ・歌舞伎や文楽、能楽等の伝統芸能及び国際的に比肩しうる高い水準のオーケストラ、オペラ、バレエ、ミュージカル等の現代舞台芸術を通じてインバウンドを誘客する取組

○地方誘客

- ・伝統的酒造り、神楽、温泉文化等のユネスコ無形文化遺産に登録もしくは登録を目指す、地域に根差した文化資源を活かした取組
- ・古民家、社寺、城等の歴史的資源、ユネスコ世界文化遺産を活用し、インバウンドを誘客する取組
- ・アニメ・マンガ等の作品の舞台となった、ゆかりの地を観光資源として活用する取組
- ・インバウンドの受入れや周辺地域への誘客を前提に、地域の特色を生かしたアートプロジェクトや芸術祭の取組
- ・地域に根差した伝統行事や域内での文化活動を、インバウンドにも開かれた状態で開催する取組
- ・豪雪地帯において、雪国の多様で豊かな自然環境や雪国文化を深く理解し楽しめる取組
- ・豊かな自然景観とそこで営まれる文化を深く体験するアクティビティを創出する取組

○需要の分散・平準化

- ・早朝や夜間など従来活用されていなかった時間帯に実施する特別な体験プログラムの創出によるオーバーツーリズム解消に資する取組
- ・美術館、博物館、劇場、企業等が所有する施設において、通常は非公開のエリアを特別に鑑賞・案内するバックヤードツアーを創出する取組

○消費額拡大

- ・海外の高付加価値旅行者層を対象とするオーダーメイドの特別体験の提供に関する取組
- ・消費単価が高く、訪日未経験者が多い欧米豪等を中心に旅行者のニーズを捉えた取組
- ・訪日経験者が多い東アジア・東南アジアを中心にリピーターを確保していく取組
- ・日本のエンターテインメント・コンテンツ（アニメ・マンガ・ゲーム・映像・音楽）のファンの訪日を促進する取組
- ・地域ごとに特色のある和食が生まれた土地を巡り、その源泉となった自然環境や伝統文化の理解を深める取組
- ・自然の美しさや季節の移ろいを表現した盛り付けなど、食材、器、提供の場なども含めて味わうことのできる日本ならではの「食」の魅力、自然を尊重する日本人の精神性を深く理解

できる取組

- ・提案する事業内容にちなみ、日本文化に対するインバウンドの親しみや愛着を促進する企画・開発を行う取組

○販路拡大

- ・域内の観光名所、観光協会、観光地域づくり法人（観光DMO）、宿泊施設、交通事業者、飲食店等、他の事業者との連携を通じて、地方への誘客・長期滞在を促進する取組
- ・特定地域に関する専門知識・ネットワークを駆使してできる専門企業⁶や宿泊・交通・食事・等の手配ができる国内の旅行会社⁷と連携してインバウンド誘客を強化する取組

(4) 委託費の額

上限1億円（税込）

(5) 採択予定件数

15～20件程度

(6) 対象となる経費（予定）

人件費、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額、一般管理費、再委託費

※備品費の計上は認められません。

(7) 提出書類について

9ページに記載する資料を提出してください。提出書類は全て審査・評価の対象となります。提出書類のうち企画提案書（様式1）及び委託業務経費計算書（様式2）については、上記（3）及び以下を参照のうえ記入してください。

[様式1]企画提案書

※画像や図表などで視覚的に補足する必要がある場合は、補足資料に盛り込むこと。

【1】事業者の情報（代表者・統括責任者・所在地など）

【2】事業・文化コンテンツの概要

① 事業概要

② 文化コンテンツの概要（以下のポイントを記入）

- ・基本コンセプト「日本の美と心」に沿っており、日本文化の本質を表していること
- ・インバウンドが日本文化の本質・芸術性を理解できるようにすること
- ・「日本の美と心」を世界に発信するのにふさわしいこと
- ・インバウンドが楽しめること
- ・来訪・購入しやすさ、ニーズに応える柔軟さなど、インバウンドの利便性に配慮していること
- ・開催地、期間・頻度（想定）

⁶ DMC(Destination Management Company) 特定地域に関する専門知識・ネットワークを駆使して付加価値の高いプログラムを企画・提案・実行できる専門企業

⁷ ランドオペレーター

- ・販売の価格帯（想定）
- ・ターゲットの属性（「欧米からの美術好きの少人数グループ」、「アニメ好きの一人旅のアジア系の若者」、「専用ガイド・専用車で移動する富裕層」など）
- ・対象人数（1回/日あたり、1実施期間あたりなど）

【3】実施計画

① 委託事業期間の事業計画

・計画する事業内容に沿って、令和8年度から最小3年、最大5年まで任意に選択し、各年度の実施計画を工程表の形式で記入。（令和9年度以降については、わかる範囲で記載すること。予定に変更があっても構わないが、次年度の継続を審査する際に、変更が合理的な理由によるものかが評価される。）

なお、本事業は当該年度の進捗と次年度の事業計画の評価を行い、委託の継続可否を審査するため、令和8年度の採択をもって2年目以降の委託を確約するものではない。

② 委託期間終了後に目指す姿

・本事業を通じて、委託事業期間（令和8年度から最大5年）終了時にどのような姿を目指すのか、現状と課題を整理しながら、次の観点も含めて記入。

>多彩な文化コンテンツで惹きつけ、再訪、滞在の長期化、消費拡大を目指すこと

>文化関連事業者、交通事業者、宿泊事業者、観光DMO、地方自治体・NPO・関連企業等の多様な主体との連携関係を深める、もしくは市町村・都道府県等の枠を超えた広域的な連携を深め、申請者単独ではなしにくい効果（地方誘客・消費拡大）を上げることを目指すこと

>文化コンテンツの販売より得られる収益を文化資源や従事者に再投資し、委託事業期間の終了後も、必要な人材の確保、魅力の高い文化コンテンツの維持・追加、販路拡大によって継続的に事業を実施することを目指すこと

③ 令和8年度に行う取組内容

・上記（3）の要件及び取組例を参照すること

・販売環境整備・広報・セールス・他の主体との連携・効果検証をどのように行うかを含めて記載

・スケジュールの詳細

【4】委託期間中（令和8年度から最小3年、最大5年）の来訪者数の目標

- ・全体数の目標値（全体及びインバウンド数）
- ・有料来訪者数の目標値（全体及びインバウンド数）
- ・各目標値の設定根拠、及び達成度合いを測定する方法

【5】現状における課題と今後の対応

- ① インバウンドの利便性を図るための課題と今後の対応（多言語対応、販売環境整備、販路拡大等）
- ② インバウンドのニーズ把握や国外に向けた広報宣伝上の課題と今後の対応（ターゲット層の設定を含む。）
- ③ 交通事業者や周辺施設等（飲食店・宿泊施設・地域等）との連携上の課題と今後の対応
- ④ 国内外の旅行会社・企業との連携・取引関係の構築にかかる課題と今後の対応（商談会等への参加経験があれば記入。）

【6】その他参考となる情報（該当する対応を行う場合は記入）

- ① 需要の分散・平準化に資するポイント（早朝・ナイトタイムの活用など）
- ② インバウンドの地方誘客、もしくはオーバーツーリズム解消に資するポイント
- ③ インバウンド来訪者数、もしくは消費額拡大に資するポイント
- ④ インバウンド誘客に関する類似事業の実績（これまでに日本博事業の採択を受けたことのある申請者は、日本博事業の実施を通じて得た成果を記載。日本博事業の採択を受けたことのない申請者は、インバウンド向けに実施した過去の取組の実績や成果を記入。）
- ⑤ 申請者単独ではなしえない効果をあげるポイント（多様な主体との連携、市町村・都道府県等の枠を超えた広域的な連携を計画している場合は具体的に記入）

【7】事業運営体制

- ・提案する事業を運営する事業体の全体像を連携先（予定でも可）も含めて図示すること。
- ・事業全体の進捗状況を常に把握し、日本博事務局との連絡調整の窓口を務める統括責任者を置くこと。
 - ・文化コンテンツの制作、広報、マーケティング、効果検証、会計など、各業務の責任者を置くこと。各業務責任者は他の責任者と密に連携し、統括責任者を補佐して統括責任者が全体状況を的確に把握できるようにすること。
- ・一部の業務を外部に委託する計画がある場合は、どの業務を外部委託するのかがわかるようにすること。

【8】再委託・知的財産権について

① 再委託

- ・委託契約の目的となる行為の一部について、合理的な理由により受託者自身が行うよりも第三者に行わせる方がより効果的・効率的に実施できる場合にのみ認める。なお50%以上を第三者に委託することは不可とする。
- ・目的を達成するために付随して必要となる、印刷、製本、翻訳、会場設営、会場借上、運送・運搬等の請負業務（完成物（納品物）がある、業務の完了が明確である、比較的役務内容が簡易である、などの明確に仕様書にすることができる業務は本委託事業における「再委託」の定義に含まない。

② 知的財産権（コンテンツを含む。）について

- ・委託事業の実施により生じる知的財産権の帰属にかかる希望を記入

[様式2]委託業務経費計算書

- ・事業実施に必要な経費を積算すること。対象となる経費は（6）のとおり。
- ・必ず見積書・料金表等に基づき、適切な金額の計上を行うこと。
- ・経費予定額の具体的な内訳・使途や、根拠が明らかになるよう補足資料を作成・添付すること。
- ・原則として委託業務経費の支出額の50%以上を同一の者に発注又は依頼し、支出しないこと。採択・契約後にその事実が判明した場合、採択取消や契約解除の可能性があることに留意。
- ・対象となる経費であっても、社会通念上著しく高額と認められる場合は、対象外となるため、留意すること。

（8）採択後の留意事項

事業採択の通知を受けた事業者は、以下の取組等を行ってください。なお、文化コンテンツの造成・販売に当たっては、日本博事務局が委託するセールスマーケティングの専門事業者による伴走支援を実施する予定です。

- ① 事業実施計画に対する条件付与と経費の精査
 審査・評価委員会⁸より採択条件が付された場合は、すみやかに実施計画及び予算計画に反映すること。
- ② 契約の書面化や取引の適正化等
 文化芸術の担い手である芸術家等が安心・安全な環境で業務に従事できるよう、文化庁が策定した「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/kibankyoka/index.html を参考に、契約の書面化や取引の適正化等を行うこと。
- ③ 実施事業の効果検証
 事業者は、事業実施により得られる来訪者数、有料来訪者数、売上の目標・評価基準を設定・モニタリングし、その分析結果を事務局に報告すること。（モニタリングには、アンケートを行う等、インバウンド来訪者の満足度を把握することも含む。）また、事務局が実施する効果検証に関する各種調査やヒアリングに応じること。
- ④ 日本博事務局が行う旅行会社等への情報提供への協力
 事務局からの求めに応じ、セールスに必要な素材を提供すること。
 （例）・国内外の旅行会社等に提供するタリフ⁹
 ・企画書¹⁰
 ・文化コンテンツの魅力を伝える画像等
- ⑤ 日本博プロモーションへの協力義務
 事務局が主導する日本博全体のプロモーションのために必要な情報、画像・動画等の素材の提供、取材協力などを行うこと。

（９）審査、評価基準

応募書類に基づき、審査を行います。

1. 基礎項目

【「日本の美と心」の対外発信・芸術性の高さ】（60点）

- ① 日本博の基本コンセプト「日本の美と心」にそった内容であり、日本文化の本質を表す優れた内容であるか。（20点）
- ② 日本文化の本質・芸術性をインバウンドが深く理解できる内容になっており、海外に発信するものとしてふさわしいか。（20点）
- ③ インバウンドが楽しめる内容となっているか。（20点）

【インバウンドの利便性への配慮】（40点）

- ④ 年間を通じた実施となっているか、又は内容・日程等の早期公開などにより、インバウンドが参加しやすい工夫や配慮があるか。もしくは、インバウンド市場の需要に応え、コンテンツの内容・実施時期などを柔軟に調整できそうか。（20点）
- ⑤ インターネット上の販売、キャッシュレス決済などインバウンドが利用しやすい販売環境が整備されているか。（20点）

【予算・実行計画・体制】（80点）

- ⑥ 事業計画が経費や規模の面で合理的であるか。（20点）
- ⑦ 実施可能な体制を有しているか。（20点）

⁸ 審査・評価委員会 -日本博事業の審査を目的とした外部有識者による委員会

⁹ 販売する文化コンテンツの料金、条件、アクセス、スケジュール等の詳細情報を記載した販売要綱

¹⁰ 文化コンテンツのコンセプトや体験内容、特徴や魅力などを写真や図なども用いて示し、その内容を理解してもらうとともに魅力を訴求する資料。

- ⑧ 事業実施の効果について明確な目標を設定し、定量的なデータに基づく集客・売上の分析などの効果検証を着実に行う実施計画となっているか（20点）
- ⑨ 将来構想が明確であり、委託期間終了後の自走化・事業の継続性が期待できるか（20点）

2. 加点項目

【独自性・優位性・新規性・多様性】

- ⑩ 発信する日本文化のそれぞれの分野において独自性や優位性が大きく認められる。（15点）
- ⑪ 新しい手法・演出や最先端技術の導入、他分野との融合などにより、文化資源の魅力を発信するコンテンツとしての新規性が認められる。（15点）
- ⑫ 子供・若者・高齢者・障害者等の文化芸術活動の促進や共生社会の推進に資すること、アイヌ文化や琉球文化振興をはじめとする多文化共生の推進に資すること、若しくは被災地との協働などの被災地復興の推進に資することが認められる。（15点）

【需要の分散・平準化】

- ⑬ インバウンドの来訪が少ない地域への誘客、若しくは現在インバウンドが集中しているエリアのオーバーツーリズム解消を期待できるか。または、早朝・ナイトタイムの活用などにより、需要の分散・平準化に資することが期待できるか（15点）
- ⑭ インバウンド増、若しくはインバウンドの消費額拡大に著しい効果が期待できるか（15点）

【実現性・継続性】

- ⑮ 実現性が高い、若しくは実施を期待できる実績があるか。（15点）
- ⑯ 事業を着実に継続できる実施体制が組まれているか。（15点）

【多様な主体との連携】

- ⑰ 文化関連事業者、交通事業者、宿泊事業者、観光DMO、地方自治体・NPO・関連企業等の多様な主体との連携、若しくは市町村・都道府県等の枠を超えた広域的な連携により、申請者単独ではなしにくい効果（地方誘客・消費拡大）を上げることが期待できる（15点）

以下により採点を行う。

1. 基礎項目（180点満点）

審査項目①～③ A=40点 B=30点 C=20点 D=10点 E=0点

審査項目④～⑨ A=20点 B=15点 C=10点 D=5点 E=0点

2. 加点項目（最大120点）

審査項目⑩～⑯ A=15点 C=10点 D=5点 E=0点

提出書類（予定）

オンライン申請フォームより申請いただく予定です。
各様式は後日公開します。

提出書類一覧	提出形式	
	指定形式	PDF
(1) 企画提案書 [様式 1] ※8枚のシート全てに簡潔に記入すること。	Excel 形式	○ 1つのファイルに統合すること
(2) 委託業務経費計算書 [様式 2]	Excel 形式	
(4) 補足資料 [様式自由] ※企画提案内容を画像や図表等で視覚的に補足する資料を提出してください。A4判10ページ以内に限る。	任意形式	○
(5) 積算根拠資料（見積書の写し等） ※金額が100万円（税込）以上の発注経費が含まれる場合には積算根拠必須。本要領単価によらない人件費・諸謝金も積算根拠資料を提出。	任意形式	○ 1つのファイルに統合して提出すること。
(6) 定款又はこれらに類する規約 ※国・地方公共団体・独立行政法人は除く。	任意形式	○ 1つのファイルに統合して提出すること。
(7) 直近の3か年度の財務諸表 ※貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書、活動計算書、資金収支計算書、消費収支計算書等を含む） ※国・地方公共団体・独立行政法人は除く。	任意形式	
(8) 誓約書 [様式 3]	Excel	○